

## 鑑定依頼書兼同意書

一般財団法人 絹谷芸術文化研究所 御中

同意書の内容に同意し、鑑定依頼を申し込みます。

ふりがな 作品所有者兼 ご依頼人様のお名前	
鑑定依頼の目的	
ご住所	〒
お電話番号 *ご連絡のつく番号	
作品持込者	<input type="checkbox"/> 作品所有者兼ご依頼人様 <input type="checkbox"/> 代理人様
ふりがな 代理人お名前	
代理人ご住所	〒
代理人お電話番号 *ご連絡のつく番号	
作品名 *不明な場合は「不明」とご記載ください	
作品寸法	縦          cm × 横          cm
額の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
作品を保管する箱の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
作品に係る関連情報 *作品資料、購入時期・取得時期の情報、取得に係る情報など	
作品の状態 *受付時に記載	

## 同意書

- 一般財団法人絹谷芸術文化研究所が運営する鑑定委員会(以下「鑑定委員会」)が、真作と認める作品についてのみ鑑定証書を発行することを了解します。
- 鑑定証書は、鑑定時における鑑定委員会の見解を示すものであり、絶対的な価値を保証するものではないこと、後日の新事実の発見等によって見解が変更されることもあり得ることを了解します。その場合でも鑑定委員会の責任を問うことは一切行わないこととします。
- 鑑定結果は「真作として鑑定証書を発行できるか否か」の結果のみとし、詳細についての説明および鑑定証書以外の書面の発行は一切要求しません。
- 本作品の預託にあたり、鑑定委員会として火災保険・盗難保険などを一切付保しないことに異議なく、また鑑定委員会の重大な過失に基づく場合以外の事由による本作品の破損あるいは滅失については、鑑定委員会に対しその損害の補償等を一切要求しません。
- 本作品のお引き取りは鑑定結果をご連絡した日の翌々月末までとし、以降の遅延については保管料(月1万円)を支払います。また、お預かり書の有効期限については受付年月日から6カ月とし、これ以降について鑑定委員会が本作品の保管の責を免れることに異議ありません。
- 鑑定証書には、ご依頼人が記載した作品名を含め、鑑定委員会によって総合的に判断された作品名等が記載されることを了承します。
- 鑑定依頼書の記載内容および関連資料等、作品に関する情報に虚偽がないこと、盗品でないことを保証します。

以上

## 鑑定依頼書兼同意書

一般財団法人 絹谷芸術文化研究所 御中

同意書の内容に同意し、鑑定依頼を申し込みます。

ふりがな 法人企業名	
代表者名	
ご住所	〒
代表電話番号	
ふりがな ご担当者様名	
所属部署・役職	
ご担当者様電話番号 *ご連絡のつく番号	
鑑定依頼の目的	
作品持込者	<input type="checkbox"/> 作品所有者兼ご依頼人様 <input type="checkbox"/> 代理人様
ふりがな 代理人お名前	
代理人ご住所	〒
代理人お電話番号 *ご連絡のつく番号	
作品名 *不明な場合は「不明」とご記載ください	
作品寸法	縦            cm × 横            cm
額の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
作品を保管する箱の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
作品に係る関連情報 *作品資料、購入時期・取得時期の情報、取得に係る情報など	
作品の状態 *受付時に記載	

## 同意書

- 一般財団法人絹谷芸術文化研究所が運営する鑑定委員会(以下「鑑定委員会」)が、真作と認める作品についてのみ鑑定証書を発行することを了解します。
- 鑑定証書は、鑑定時における鑑定委員会の見解を示すものであり、絶対的な価値を保証するものではないこと、後日の新事実の発見等によって見解が変更されることもあり得ることを了解します。その場合でも鑑定委員会の責任を問うことは一切行わないこととします。
- 鑑定結果は「真作として鑑定証書を発行できるか否か」の結果のみとし、詳細についての説明および鑑定証書以外の書面の発行は一切要求しません。
- 本作品の預託にあたり、鑑定委員会として火災保険・盗難保険などを一切付保しないことに異議なく、また鑑定委員会の重大な過失に基づく場合以外の事由による本作品の破損あるいは滅失については、鑑定委員会に対しその損害の補償等を一切要求しません。
- 本作品のお引き取りは鑑定結果をご連絡した日の翌々月末までとし、以降の遅延については保管料(月1万円)を支払います。また、お預かり書の有効期限については受付年月日から6カ月とし、これ以降について鑑定委員会が本作品の保管の責を免れることに異議ありません。
- 鑑定証書には、ご依頼人が記載した作品名を含め、鑑定委員会によって総合的に判断された作品名等が記載されることを了承します。
- 鑑定依頼書の記載内容および関連資料等、作品に関する情報に虚偽がないこと、盗品でないことを保証します。

以上